

松江市告示第 180 号

松江市名義後援の基準等を定める要綱（平成 27 年松江市告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>団体が行う事業等</u>について、松江市(松江市教育委員会を除く。以下「市」という。)が名義後援を行う場合の基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 名義後援 <u>団体が行う事業等</u> _____ に対し、市が後援者として<u>の名義を使用させることによって</u>後援の意思を表明するもので、経済的支援等<u>を伴わないもの。</u></p> <p>(承認の要件)</p> <p>第3条 <u>市長は、名義後援が市民の福祉、文化の向上、地域振興その他市の施策の推進に寄与すると認められる事業等に対し、名義後援の承認をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、名義後援の承認をしない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>団体が行う事業</u>について、松江市(松江市教育委員会を除く。以下「市」という。)が名義後援を行う場合の基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 名義後援 <u>団体が行う事業又は発行する刊行物</u>に対し、市が後援 _____ の名義 <u>使用を承認し、</u> _____ 後援の意思を表明するもので、経済的支援 <u>を伴わないもの。</u></p> <p>(承認の要件)</p> <p>第3条 <u>市長が名義後援の承認を行う事業は、次に掲げる要件を全て満たす</u> _____ ものとする。</p>

- (1) 公益性が認められないもの
- (2) 広く市民を対象としていないもの
- (3) 営利を目的としているもの
- (4) 政治・宗教など特定の主義主張に偏っており、名義後援により市の中立性を損なうおそれがあるもの
- (5) 公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられていないもの
- (6) 参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めるもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させているもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- 
- (9) 実施に当たり紛争が生じているもの
- (10) 松江市外で開催されるもの。ただし、市民の幅広い参加又は市を広く知らしめることが期待できる場合は、この限りでない。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、名義後援の承認をすることが不相当と市長が認めるもの

(名義後援の承認申請)

第4条 市の名義後援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、名義後援を必要とする日の原則として20日前までに、次に掲げる書類を添えて松江市名義後援承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請の\_\_\_\_\_内容その他必要事項を記載した書類をもって、これに代えることができる。

- (1) 団体の規約又は会則

- (1) 公益性が認められること
- (2) 広く市民を対象としていること
- (3) 営利を目的としていないこと
- (4) 政治・宗教など特定の主義主張に偏っていないこと
- \_\_\_\_\_
- (5) 内容が市の政策・施策の推進に反していないこと
- (6) 参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めない事業であること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させていないこと
- (8) 公序良俗に反しない事業であること

(\_\_\_\_後援の\_\_\_\_申請)

第4条 市の\_\_\_\_後援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_松江市名義後援\_\_\_\_申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請の目的、内容その他必要事項を記載した書類をもって、これに代えることができる。

(2) 事業等の計画書

(3) 事業等の収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 災害の発生その他非常の事態の発生により市長が必要と認める場合は、市長は申請を受理しないことができる。

(承認の決定等)

第5条 市長は、第4条に規定する名義後援の承認申請を受理したときは、申請に係る書類を審査し、名義後援の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により名義後援の承認又は不承認を決定したときは、松江市名義後援承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市長は、名義後援の承認をするときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 事業等の実施に当たっては、市の名誉を傷つけることのないよう十分に配慮すること。

(2) 事業等の実施に当たって生じた事故、災害、紛争等については、全て申請者がその責任においてこれを処理すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(事業内容の変更)

第7条 名義後援の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業等の実施までに市長の変更の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りでない。

(承認の決定等)

第5条 市長は、第4条に規定する\_\_\_\_後援\_\_\_\_申請を受理したときは、申請に係る書類を審査し、\_\_\_\_後援の諾否\_\_\_\_を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により\_\_\_\_後援の承認\_\_\_\_を決定したときは、松江市名義後援承認\_\_\_\_通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により後援の不承認を決定したときは、その旨を文書で申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 名義後援の承認を受けた者\_\_\_\_は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ\_\_\_\_市長の変更\_\_承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りでない。

(1)～(4) 略

2 市長は、前項の規定により変更の承認又は承認を決定したときは、その旨を文書で承認を受けた者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_とき

は、承認の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって承認を受けたとき。

(2) 実施する事業等が第3条の規定に反することが判明したとき。

(3) 第6条の承認の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、承認の決定を取り消すことが必要と市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消した場合は、その旨を松江市名義後援承認取消通知書(様式第3号)により承認を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認の決定が取り消されたことで生じる損害については、市はその賠償の責任を負わない。

第9条 略

様式第1号(第4条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第5条関係) 別紙のとおり

様式第3号(第8条関係) 別紙のとおり

(1)～(4) 略

2 市長は、前項の規定により変更承認の可否を決定したときは、その旨を文書で申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請を行ったとき、又は前条第1項の規定により事業内容の変更(軽微な変更を含む。)を行った結果、第3条各号に掲げる要件を満たしていないと認められるときは、承認の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消した場合は、その旨を文書で

\_\_\_\_\_

申請者に通知するものとする。

第8条 略

(様式第1号) 別紙のとおり

(様式第2号) 別紙のとおり

<改正後>

様式第1号（第4条関係）

松江市名義後援承認申請書

申請日 年 月 日

（あて先）松江市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

名称

代表者氏名

次の事業等について、松江市の名義後援の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業等の名称	
2 日時（期間）	
3 場所（会場）	
4 主催団体	
5 後援・協賛団体名 （申請中も含む。）	
6 入場料、参加料	
7 内容（開催趣旨） ※別紙可	
8 申立事項	
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の規約又は会則 <input type="checkbox"/> 事業等の計画書 <input type="checkbox"/> 事業等の収支予算書（事業等の入場料等が無料である場合は省略可） <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当者	（連絡先） 〒 〈担当者名〉 TEL FAX Mail

※本申請書は、松江市の名義後援を必要とする日の20日前までに提出してください。

<改正前>

(様式第1号)

松江市名義後援申請書

申請日 年 月 日

松江市長 様

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

名称

代表者氏名 印

次の事業等について、松江市の名義後援の承諾を受けたいので、関係書類を添えて依頼します。

事業等の名称

日時 (期間)

場所 (会場)

主催団体

後援・協賛団体名 (申請中も含む。)

入場料

内容 (開催趣旨) ※別紙可

担当者 〒  
(連絡先) <担当者名>  
<電話番号>

※添付書類

- ・団体の規約又は会則
- ・事業計画書
- ・事業の収支予算書

<改正後>

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

松江市名義後援承認（不承認）通知書

様

松江市長 印

年 月 日付けで申請のありました事業等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

事業等の名称

決 定 承 認 ・ 不承認

不承認とした理由

承認条件

（備 考）

担 当 課 部 課 電 話

<改正前>

(様式第2号)

松江市名義後援承認通知書

年 月 日

様

松 江 市 長



年 月 日付で申請のありました事業について、下記のとおり承認します。

記

事業等の名称

担 当 課

部

課

電話

- (注) 1 承認を受けた後に事業内容の変更をしようとするときは、市長に変更の承認を受けること。
- 2 名義後援承認通知書を交付した後においても、申請に虚偽が認められるとき、又は承認の要件に適合しない事実が判明したときは、その承認を取り消すことがある。



<改正後>

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

松江市名義後援承認取消通知書

様

松江市長 印

年 月 日付で承認した事業等について、下記のとおり承認を取り消します。

記

事業等の名称

取消理由

担 当 課

部

課

電話

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった名義後援の承認について適用し、同日前に申請のあった名義後援の承認については、なお従前の例による。